

令和 7 年 2 月 2 8 日
さくら市 総合政策部 財政課

入札参加者の皆様へ

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び
令和 7 年度設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置等について

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び令和 7 年度設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価等」という。）について、令和 6 年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）及び令和 6 年度設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価等」という。）からの上昇を受け、国及び栃木県においては、指定日以降に旧労務単価及び旧技術者単価等で契約した工事及び工事関連業務委託について新労務単価及び新技術者単価等に変更契約できる特例措置を設けたところです。

また、一定の既契約工事について、賃金等の急激な変動に対処するためのいわゆるインフレスライド条項を運用することとしております。

さくら市におきましても、技能労働者の適切な賃金水準確保の観点から、国及び県に準じ、下記のとおり特例措置を実施することとしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特例措置について

（1）措置の内容

（2）に定める対象案件の受注者は、契約約款に基づき、旧労務単価及び旧技術者単価等に基づく契約を新労務単価及び新技術者単価等に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求できるものとします。

（2）対象案件

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を行う工事及び工事関連業務委託のうち、旧労務単価及び旧技術者単価等を適用して予定価格を積算したもの。

（3）受注者からの請求

協議の請求の意向がある場合は、工事発注課に連絡し、工事に係る打合せ簿等により、監督職員と協議を行ってください。

なお、協議の請求期限は、工事発注課と調整のうえ決定してください。

（4）その他

（2）に定める案件の受注者に対しては、工事発注課より本特例措置に基づく対応が可能である旨、説明いたします。

2. インフレスライド

(1) 概要

賃金等の急激な変動に対処するため、さくら市建設工事請負契約書第27条第6項を運用します。これは、「予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったとき」に、契約金額の変更を請求できる措置となります。

(2) 対象工事及び運用方法

別添に掲載のさくら市インフレスライドマニュアル中の「賃金等の変動に対する工事請負契約書第27条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」を参照ください。

3. 技能労働者の賃金水準の引き上げについて

今回の引き上げに伴う特例措置等の趣旨をご理解いただき、元請け企業と下請け企業の間で既に締結している請負契約金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引上げ等について、適切な対応をお願いします。

問い合わせ先
総合政策部 財政課
Tel 028-681-1122